

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 9 月 12 日 答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600322号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600206号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和50年8月31日から昭和51年3月21日に訂正し、昭和50年8月及び同年9月の標準報酬月額を6万4,000円、同年10月から昭和51年2月までの標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

昭和50年8月31日から昭和51年3月21日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和50年8月31日から昭和51年5月1日まで

勤務していた事業所が、A社からB社に変わったが、継続して勤務していた。請求期間を厚生年金保険被保険者期間に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間のうち昭和50年8月31日から昭和51年3月21日までの期間については、雇用保険の加入記録により、請求者がA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、当初、昭和51年3月21日と記録されていた請求者の資格喪失年月日が、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日である昭和51年4月21日より後の同年5月13日付けで、昭和50年10月の定時決定の記録を取り消した上で、同年8月31日に訂正されていることが確認できる。

さらに、A社に係る21名の同僚についても同様な処理がなされていることが確認できる上、複数の同僚は請求期間当時、同社は業績不振だったと回答している。

これらを総合的に判断すると、請求者について、昭和50年8月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由はなく、当該訂正処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の資格喪失年月日は、当該訂正処理前の資格喪失年月日である昭和51年3月21

日であると認められる。

また、昭和50年8月から昭和51年2月までの標準報酬月額については、A社に係る事業所別被保険者名簿に記載された請求者の当該訂正処理前の記録から、昭和50年8月及び同年9月の標準報酬月額を6万4,000円、同年10月から昭和51年2月までの標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

一方、請求期間のうち昭和51年3月21日から同年5月1日までの期間については、雇用保険の加入記録により、請求者のB社における資格取得年月日が昭和51年3月29日であることが確認できること及び複数の同僚がA社からB社へは即日に移った旨回答していることから、請求者が同社に継続して勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社に係る事業所別被保険者名簿により、同社は昭和51年5月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、同日より前の期間において適用事業所となっていないことが確認できる。

また、日本年金機構C事務センターは、B社に係る事業所別被保険者名簿において、同社が任意包括適用事業所と区分されていることについて、当時、同社はサービス業等の非適用業種の法人事業所であり強制適用事業所としての要件を満たしていないと判断されたと思われる旨回答しているところ、複数の同僚が同社は人材派遣業の会社であったと陳述していることから、昭和51年5月1日より前の期間においても強制適用事業所の要件を満たしていなかったことがうかがえる。

さらに、同僚が保有するB社に係る給与支払明細書において、昭和51年3月分及び同年4月分の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間のうち昭和51年3月21日から同年5月1日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間のうち昭和51年3月21日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1600353号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600207号

### 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

### 第2 請求の要旨等

#### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

#### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年5月26日から同年6月1日まで

A社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和54年5月26日となっているが、同社には、正社員として昭和54年5月31日まで継続して勤務していたので、請求期間の厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出のあった人事記録カードにより、請求者が請求期間において、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社が加入していた厚生年金基金によれば、請求者の厚生年金基金の資格喪失日は、昭和54年5月26日と記録されており、厚生年金保険の資格喪失日と一致している。

また、A社から提出のあった請求者に係る昭和52年度、昭和53年度及び昭和54年度の給与台帳兼源泉徴収簿によると、請求者が同社に勤務した昭和52年4月1日から昭和54年5月31日までの期間(26か月)において、請求者の給与から控除された厚生年金保険料は25か月分であり、オンライン記録の請求者の厚生年金保険被保険者期間(25か月)と一致していることから、昭和54年5月分の厚生年金保険料については、給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。